

議案第 14 号

桐生市開発行為許可等手数料条例案

桐生市開発行為許可等手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市開発行為許可等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の規定により開発行為の許可を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 開発行為の許可を申請する者等は、別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、許可等の申請の際に徴収する。

(手数料の還付)

第4条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、桐生市手数料条例の一部を改正する条例(令和7年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の規定を適用する。

別表(第2条関係)

区分	金額
1 法第29条第1項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	
(1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	

ア 開発区域の面積が、0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 8,600円
イ 開発区域の面積が、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 22,000円
ウ 開発区域の面積が、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 43,000円
エ 開発区域の面積が、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 86,000円
オ 開発区域の面積が、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき 130,000円
カ 開発区域の面積が、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき 170,000円
キ 開発区域の面積が、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき 220,000円
ク 開発区域の面積が、10ヘクタール以上のもの	1件につき 300,000円
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	
ア 開発区域の面積が、0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 13,000円
イ 開発区域の面積が、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 30,000円
ウ 開発区域の面積が、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 65,000円
エ 開発区域の面積が、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 120,000円
オ 開発区域の面積が、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき 200,000円
カ 開発区域の面積が、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき 270,000円
キ 開発区域の面積が、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき 340,000円
ク 開発区域の面積が、10ヘクタール以上のもの	1件につき 480,000円
(3) その他の開発行為	
ア 開発区域の面積が、0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 86,000円
イ 開発区域の面積が、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 130,000円
ウ 開発区域の面積が、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき 190,000円

エ 開発区域の面積が、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき 260,000円
オ 開発区域の面積が、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき 390,000円
カ 開発区域の面積が、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき 510,000円
キ 開発区域の面積が、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき 660,000円
ク 開発区域の面積が、10ヘクタール以上のもの	1件につき 870,000円
2 法第35条の2の規定による開発行為の変更の許可の申請に対する審査	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。
(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)	1件につき 開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	1件につき 新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	1件につき 10,000円
3 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき 46,000円
4 法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 26,000円
5 法第43条の規定による建築等の許可の申請に対する審査	
(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき 6,900円
(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき 18,000円
(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタ	1件につき 39,000円

ール未満のもの	
(4) 敷地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき 69,000 円
(5) 敷地の面積が 1 ヘクタール以上のもの	1 件につき 97,000 円
6 法第 45 条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	
(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき 1,700 円
(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のもの	1 件につき 2,700 円
(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のもの	1 件につき 17,000 円
7 法第 47 条第 5 項の規定による開発登録簿の写しの交付	用紙 1 枚につき 470 円

## 議 案 説 明

### 議案第 14 号 桐生市開発行為許可等手数料条例案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするものです。